



平成 25 年 1 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代 表 者 代表取締役社長 高木 繁雄
本 社 所 在 地 富山市堤町通り一丁目 2 番 26 号
(コード番号 8377 東証第一部、札証)
問 合 せ 先 企画グループ長 北川 博邦
(TEL. 076-423-7331)

北陸銀行の業務改善計画の提出について

当社子会社の株式会社北陸銀行は、平成 24 年 12 月 7 日付業務改善命令に基づき、本日、北陸財務局長に業務改善計画を提出いたしました。

今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、北陸銀行において本計画を着実に実施し、経営管理態勢、内部管理態勢及び法令遵守態勢の充実・強化に向けて取り組んでいくとともに、グループとして法令遵守と企業統治の強化に向けて全力を挙げて努めてまいります。

業務改善計画の要旨は下記の通りであり、当社グループの経営理念であります「地域共栄」「公正堅実」「進取創造」への原点回帰とその実践に向けた取組みを軸としております。

記

北陸銀行の業務改善計画の要旨

1. 法令等遵守態勢の強化に向けた経営姿勢の明確化（役職員の責任の所在の明確化）

(1) 経営陣による経営姿勢の明確化

全店長会議や緊急地区店長会議等において、経営陣が法令等遵守・事務堅確化の重大性・本質的な意味について改めて周知するなど経営姿勢を明確に発信しており、法令等を遵守する企業風土の醸成を図ってまいります。

(2) 役職員の責任の所在の明確化

今般の行政処分に対する責任の所在を明確化し、当事者及び管理責任者について厳正な人事処分を実施したほか、役員については別紙のと通りの処分を実施しました。

2. 全行的な法令等遵守意識の向上

(1) 法令等遵守意識の向上と内部管理体制の再構築

創立 70 周年を機として、経営陣主導による体質改革を図るべく、以下を骨子とする全行的な活動を展開し、法令等遵守意識の向上と内部管理体制の再構築を図ってまいります。

意識改革	＊高い自己規律の確立とプロフェッショナリズムの醸成 ＊SS運動（注）の本質に基づく顧客本位の活動と、冷徹なリスク管理の両立 ⇒それを成しうるための確固たる事務管理体制であることの徹底
------	---

構造改革	<ul style="list-style-type: none"> * 内部管理体制の強化によるリスク感度向上 * 5 ゲン主義（原理・原則・現場・現物・現実）に基づく隙のないルール体系、整理整頓の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ルールはシンプル、明確に ⇒メリハリのある業務推進施策の徹底・浸透 * ストック収益の強化と低コスト体質
基礎を鍛え直す	* 自ら考え、行動できる人材の育成

（注）シュースピリット：靴の魂運動、顧客接点の拡大を目指す

- (2) 小集団活動の展開による法令等遵守意識および顧客本位の営業姿勢の徹底
法令等遵守・顧客本位についての理解を深め、プリンシプルに則った考動ができるよう、各営業店および本部で小集団活動（QCサークル活動）を再開します。
- (3) 法令等遵守態勢の整備
規定を改定して法令上の検討に係る態勢を整備するほか、役員・部店長を対象とした事例・判例研究会を実施してコンプライアンスに対する一層の感度向上を図ってまいります。

3. 法令諸規則に則った適正な業務運営の確保を踏まえた業務推進態勢の構築

- (1) 金融商品販売態勢の再構築
為替デリバティブ取引の取扱について事務手続を追加改定するほか、金融商品販売に係る集中的な研修を実施するとともに取扱状況の点検を行い、改めて法令等遵守の再徹底を図っております。
- (2) 営業店予算計画および評価・表彰体系の見直し
法令等遵守・顧客本位に立脚した業務推進を行うよう、営業店予算計画および評価・表彰体系の見直しを行い、バランスのとれた営業態勢の構築に努めてまいります。
- (3) 規定・マニュアルの整理統合
本部横断的な業務改革タスクフォースを編成して、規定・マニュアルの抜本的な見直しを行っており、整理統合によるスリム化を通じて、法令・規定等遵守のより実効性を高める体制を目指してまいります。

4. 営業店及び本部関係部署における相互牽制機能の充実・強化

- (1) コンプライアンス統括室の強化
コンプライアンス統括室の法令等遵守に係る統括機能、他部署に対する牽制機能の発揮に向けて、弁護士2名およびAML（アンチ・マネーロンダリング）統括責任者1名を同室へ配置して、体制強化を図っております。
- (2) 業務開発専門委員会の活用による牽制体制及びリスクの洗い出しの強化
リスクの適切な把握・対処のため、業務開発専門委員会（営業に関する業務・商品の評価及び方針等を審議する実務担当者の会議体）を毎月開催し、営業部門に対する管理部門等の牽制を強化するとともに、業務や商品に関するリスクの洗い出しに努めてまいります。

5. 内部監査機能の充実・強化

(1) 内部監査部門の増強

相互牽制機能の強化を図るべく、新たに監査部所属の内部管理指導担当者を各地区に配置して、営業店への指導を強化します。また、公認内部監査人資格等の取得を目指し、監査員の能力向上に努めてまいります。

(2) 実効性のある監査手法・監査計画の策定

営業店監査では、監査対象等をチェックして是正を行うほか、今後の事務手続改正時にも所管部を含めてチェックを行います。また、取扱量の変化や苦情等の受付状況等を踏まえて、実効性のある監査手法の検討や監査計画の策定を行ってまいります。

(3) 本部監査の深度強化

本部監査では、各部からリスクアセスメントを徴求してリスク管理状況を把握し、リスクベースアプローチの観点を強め、牽制機能の発揮に努めてまいります。

6. 持株会社による管理機能を通じた態勢整備の確保

(株)ほくほくフィナンシャルグループに対し、本計画の履行状況に加えて、経営管理態勢等の整備状況について報告するなどして、同社と連携しながら改善に努めてまいります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行総合企画部広報グループ 北川 Tel : 076-423-7111

役員処分について

以下の役員に対して、平成 24 年 12 月 6 日付で役員報酬の減額を実施しました。

代表取締役頭取	高木 繁雄	月額報酬の 30%・2 ヶ月
代表取締役副頭取	川合 哲	月額報酬の 25%・2 ヶ月
取締役専務執行役員 (コンプライアンス担当)	岩崎 民憲	月額報酬の 15%・2 ヶ月
常務執行役員 (前コンプライアンス担当)	庵 栄伸	月額報酬の 15%・2 ヶ月
関係する常務執行役員、執行役員	3 名	月額報酬の 5~10%・1 ヶ月

以上